

平成18年2月20日

関係各位

(社)電子情報技術産業協会
テレビネットワーク事業委員会
委員長 亀本 一廣
デジタルテレビ専門委員会
主査 渡辺 真人

デジタル放送受信機のNVRAM消去機能と取扱説明書における個人情報に関する表示について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会諸事業に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、テレビネットワーク事業委員会では、デジタル放送受信機の廃棄、譲渡時などにおける個人情報の漏洩を未然に防止し、デジタル放送受信機の健全な普及促進に資するため、平成14年12月1日に「デジタル放送受信機におけるNVRAM消去機能等について(14JEITA デ家第347号)」を定め、テレビ受信機にNVRAM消去機能を装備し、かつ、消費者への周知に努めてきたところです。

今般、個人情報保護法の施行等、個人情報の扱いに関する注目が更に高まってきております。このような背景を踏まえ、デジタル放送受信機における個人情報管理について、適切な対応をお願いすべく、これを改訂し、デジタル放送受信機のNVRAM消去機能と取扱説明書における個人情報に関する表示について推奨案を提示致します。就きましては、貴社関係部署に周知徹底方よろしくお願い申し上げます。 敬具

記

1. NVRAM消去機能等について

受信機のレジデント機能としてNVRAM消去機能を実装すること。

1.1 機能実装のガイドライン

○ NVRAM消去対象

- ① データ放送にて取り扱われ、受信機のNVRAMに保持される個人情報(Ⅰ)
 - ・ 事業者専用領域／事業者共通領域／事業者系列専用領域／事業者専用放送通信共通領域
ブックマーク領域／汎用ルート証明書領域／登録発呼領域
- ② データ放送にて取り扱われ、受信機のNVRAMに保持される個人情報(Ⅱ)
 - ・ 双方向接続設定情報領域(メールアドレス等の視聴者設定情報を含む)
- ③ CASで用いるEMMメールにて取り扱われ、受信機のNVRAMに保持される個人情報
- ④ メーカー各社の固有領域などでユーザーが設定し、受信機のNVRAMに保持される個人情報

○ 本機能実装上、配慮すべき事項

- ⑤ 本機能は、ユーザーの誤操作防止のため、操作メニューの比較的深い階層に配置することが望ましい。

- ⑥ また、パスワードでロックする等の手段も考えられるが、実際に操作が必要となる廃棄時などにはパスワード忘れが一般的と想定されるので、それらの点に配慮すること。

1.2 機能呼称

機能呼称は各社任意とするが、下記のキーワードが含まれていることを推奨する。

- ▪ 画面に表示する機能名として、「初期化」のキーワードを含むこと。
- ▪ 機能説明においては、「廃棄・譲渡に伴う個人情報の消去機能」である旨提示する。

2. 表示内容について

取扱説明書において、消費者に以下の3要素について説明することを推奨する。

- ① 個人情報が受信機内(NVRAM)に格納されている旨の説明
- ② 個人情報の管理に関する説明(譲渡・廃棄時等における個人情報消去の推奨等)
- ③ 機器の故障・修理時の情報消去に関する説明

2.1 表示例

上記の3要素に関して、以下の表示例を参考に対応することを推奨する。

① 個人情報が受信機内(NVRAM)に格納されている旨の説明

例1 本機には、放送局とデータの送受信を行うために入力したお客様の個人情報が記録されます。

例2 メールや購入記録、データ放送のポイントなどのデジタル放送に関する情報は、本機が記憶します。

例3 本製品内のメモリーには、各種機能の設定時にIPアドレス、ブックマーク等が、ご使用にあたってはメール、番組購入履歴等が記録されます。

例4 本製品内のメモリーには、放送事業者の要求によりお客様が入力された個人情報や、データ放送のポイント等が記録される場合があります。

② 個人情報の管理に関する説明(譲渡・廃棄時等における個人情報消去の推奨等)

例1 本製品を廃棄、譲渡等する場合には、本製品内のメモリーに記録されているデータを消去することを強くお勧めします。

例2 受信機内に記憶されているお客様の個人情報(メールや購入記録、データ放送のポイントなど)は、お客様ご自身の責任で管理して頂く必要があります。受信機を譲渡・廃棄する際には、メモリーの初期化を行い、個人情報を消去することをお勧めいたします。受信機の譲渡・廃棄により、個人情報の流出等、お客様の不利益について当社は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

例3 受信機内に記録されている個人情報については、お客様の責任で管理して頂く必要があります。データ放送の双方向サービス等には個人情報の提供を必要とするものがありますので、サービス提供者が発行する利用約款等をご理解の上、ご利用されることをお勧めします。

③ 機器の故障・修理時の情報消去に関する説明

例1 お客様または第三者が本機の操作を誤った時、静電気等のノイズの影響を受けた時、または故障・修理の時などに、本機に記憶または保存されたデータ等が変化・消失する恐れがあります。これらの場合について、当社は責任を負いません。

例2 データ放送の双方向サービス等で本機のメモリーに記憶されたお客様の登録情報やポイント情報等の一部あるいは全てが変化または消失した場合の損害や不利益について、当社は何ら責任を負うものではありません。

3. 実施時期

適宜可能な時期から実施。

4. 本文書の発行に伴い、先に発行した「14JEITA デ家第347号(平成14年12月1日)デジタル放送受信機におけるNVRAM消去機能等について」、「17JEITA デ家第480号(平成18年2月10日)デジタル放送受信機のNVRAM消去機能と取扱説明書における個人情報に関する表示について」を廃止する。

以上